

# 事故発生防止のための指針

社会福祉法人おらが会

## 事故発生防止のための指針

### 1. 施設における介護事故防止に関する基本的な考え方

安全かつ適切に質の高い介護サービスを提供するために、介護・医療による事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合は速やかな対応を取ると共に、同じ事故を繰り返すことのないよう、職員一人ひとりに必要な情報の周知、知識の習得を行うことで、組織的に事故防止対策に取り組むことを基本方針とする。

### 2. 介護事故防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止に取り組むにあたり、「リスクマネジメント委員会」を設置する。

#### (1)設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万が一介護事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、入所者・利用者に最善の対応を提供できることを目的とする。

#### (2)リスクマネジメント委員会の構成員

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・介護職員

※必要により、施設長が指名する者をもって構成する。

#### (3)リスクマネジメント委員会の開催

毎月一回開催し、事故報告書・ヒヤリ・ハット報告事例を集計・報告し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。

#### (4)リスクマネジメント委員会の役割

- ①介護事故発生時の対応に関すること
- ②介護事故等ヒヤリ・ハット報告、事故報告の分析及び改善策に関すること
- ③介護事故防止の改善策及びその周知徹底に関すること
- ④介護事故防止マニュアル・事故(ヒヤリ・ハット)報告書等の整備に関すること
- ⑤介護事故防止のための情報提供に関すること
- ⑥介護事故防止のための職員研修に関すること

### 3. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、リスクマネジメント委員会を中心として介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を職員採用時に行うとともに、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

### 4. 介護事故、ヒヤリ・ハット事例等の報告方法、及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

## (1) 報告システムの確立

情報収集のため、事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書を作成し、報告システムを確立する。収集された情報は、分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。なお、事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

## (2) 事故要因の分析

収集された情報は、リスクマネジメント委員会で問題点の分析・評価を行う。分析するに当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因分析を行い、再発防止に関する方策に生かす。その際には、業務改善のための情報分析も合わせて行うものとする。

## (3) 改善策の周知徹底

事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書は、立案した対策を明記し、全ての部署に配布する。またリスクマネジメント委員会にて事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書を集計し、介護事故の発生時の状況等を分析することにより、介護事故の発生原因、発生傾向、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を周知した上で実施する。なお、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価する。

# 5. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

## (1) 入所者、利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、入所者、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。その際、過失の有無に関わらず、入所者、利用者、及びご家族に誠実な対応を行うことを第一に心掛けなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある時は、速やかに応じるものとする。

## (2) ご家族等に対する説明・連絡

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況については適切な説明が迅速に行えるよう努める。

① 事故発生状況及び施設職員の対応状況

② 事故の発生原因及びその再発防止策

③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

## (3) その他の連絡・報告について

速やかに保険者に対して介護事故等の必要な報告を行うと共に、必要に応じて他のサービス事業所等に連絡する。

## (4) 損害賠償

事故状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応する。

# 6. この指針の閲覧について

この指針は、当施設の事務所に常設している他、当法人のホームページにも掲載し、いつでも自由に閲覧できるように供する。

(付則)

この指針は、令和3年8月1日より施行する。